

○議長 小田 武人君

3 番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

おはようございます。3 番、今田です。一般質問を行います。

件名 1、前教育長の教科書採択に係る法令違反の事件についてお尋ねします。芦屋町前教育長は、次男が教科書出版会社に勤務しているにもかかわらず、地方教育行政法の規定に反して、教科書採択に関与したとして、5 月 10 日から 12 日にかけて、NHK を初め、ほかテレビ局、多くの新聞社などマスコミによって全国的に報道されました。

また、この芦屋町の不祥事が発端で、文科省は採択に疑念を生じないようにと、5 月 9 日付で全国の教育委員会に法令を遵守するよう通知を出しました。このことは町や町民にとって不名誉なことで、町民の町教育行政への信頼を失墜させました。教科書の採択はもちろん、近隣自治体の信頼をも損なった、実に恥ずべき行為で、町のイメージダウンにつながるゆゆしき問題であります。

そこで以下にお尋ね申し上げます。

まず、前教育長は、全国町村教育長会会長や中央教育審議会の分科会委員を歴任し、15 年半も町の教育行政のトップにいました。そんな人が「法規定を知らなかった。迷惑をかけて申しわけない。」と釈明していますが、多くの町民が疑問や疑惑を感じています。任命権者である町長は、町民に対する説明責任をすべきと思うが、町長にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

今田議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。もう今田議員も、もう御承知かと思いますが、教育行政とは中立的・専門的な必要性から町長がその運営にかかわることができない仕組みとなっております。したがって、私から説明責任について答弁をするというよりも、今回の件は、今田議員も言われましたとおり、前教育長の任命責任者として町民の皆さんに多大な不信感を与えてしまい、大変申しわけなく、おわびするものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

まずこの件に関しまして、議会の皆様と町民の皆様の町教育行政に対する信頼を失墜させたことに関しまして、芦屋町教育委員会を代表しておわび申し上げます。大変申しわけございません

平成 29 年第 2 回定例会（今田勝正議員一般質問）

でした。

この件の町民の皆様に対して、果たすべき説明責任についてですが、教育委員会の定例会において、教育委員の方々と協議検討した結果、広報あしやに報告記事を掲載し、町民の皆様にご説明、お知らせすることに決定しました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

町長並びに教育長の謝罪の言葉、ありがとうございます。

続きまして、前教育長は在任中に文科省に一番近い位置にいました。また、芦屋町教育長になる前は、北九州教育事務所の所長として在籍し、長男も現在、同事務所に在籍中と聞きますが、間違いはないですか。町長、教育長、担当課長にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

前教育長の経歴についてですが、議員御指摘のように、芦屋町教育長就任前は北九州教育事務所所長を 2 年間務めていたものと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

現在、教科書選定後の教科書は各地区の教育事務所で一般にも閲覧されるなど、前教育長の周辺には業者側の長男の方や教育行政にかかわる親族がいる中で、一昨年 1 月に文科省の調査結果では、選定中の閲覧は禁止されているにもかかわらず、教員などに閲覧させたとして教科書出版会社 12 社が公表され、教員など 5,000 人が関係し、そのうち 4,000 人が現金等を受け取ったことが報道されています。また、この事件発覚後、今回の事件が発覚する前です。1 年前の平成 28 年 3 月 31 日付で文科省からの「教科書採択における公正確保の徹底等について」と題して、法令遵守の通知が県教育委員会を通じて町の教育委員会に来ているにもかかわらず、法を知らなかったとは許されません。

そこで教育長にお尋ねします。この書類ありますか。あの、全協の。これは平成 29 年 5 月 15 日の議会全員協議会の資料ですね。これで、芦屋町教育委員会における教科書採択問題に関しての中で、平成 29 年 4 月 18 日の教育長の「地方教育行政法第 14 条第 6 項のことは知らな

平成 29 年第 2 回定例会（今田勝正議員一般質問）

かった。」と述べていますが、この件はどこでおわかりになったんですかね。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

私が示しました資料では、平成 29 年 4 月 18 日、私が前学校教育課長に事情聴取をしたという
ことで。私のほうが教育長室において、前学校教育課長に事情聴取した結果、「地教行法第
14 条第 6 項のことは知らなかった。」という答えを私が受け取った次第です。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

では、4 月 18 日でもいいんですかね。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

資料で平成 29 年 4 月 18 日と書いておりますので、間違いなく 4 月 18 日です。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

次に、前教育長は、この事件が報道される直前、平成 29 年 3 月 31 日付で辞任されていま
すが、任期はいつまでだったんですか。任期途中であれば、その理由は何ですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

前教育長の任期につきましては、平成 29 年 9 月 19 日までです。退任の理由につきましては、
一身上の都合という形の中で出されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

自分はですね、教科書の調査が入る前に、情報が事前に入ってきたのではないかと疑念を持た

平成 29 年第 2 回定例会（今田勝正議員一般質問）

れても仕方がないと思うんですよね。そこで、県教育委員会の調査報告をもって幕引きされるように自分は感じています。これでは納得できず、厳格な処理を求めます。

次、最後ですね。前教育長は、「私のことで迷惑をかけて申しわけない。」と言っていますが、町民に対する謝罪もなく、どのような責任のつもりなのか不明です。前教育長の退職に際し、退職金が支給されています。町長は、退職金の返還または減額を要求するべきではないか、町長にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

退職金の返還に関しましては、退職に関する条例事項となりますので、総務課長より、まず答えさせていただきたいと思います。

退職手当に関する条例の退職をした者の退職手当の返還の規定では、退職金の返納を求めるものとしては、2通りございます。1つは、在職期間中の行為による刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき。2つ目は、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたときと認めるときと規定されております。

この2つの場合に、既に支給した退職金の手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができることと規程されております。この2つに照らし合わせますと、前教育長は、1つ目の刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられることはなっておりませんので、返納事由には該当いたしません。

次に、2つ目の在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるときが該当するのにかについてでございます。前教育長の法令違反がどの程度の処分に相当するかについては教育委員会で検討されました。

その検討の結果、懲戒免職には相当しないと教育委員会より報告を受けております。

したがいまして、退職手当の返納事由には該当しないため、返納は要求いたしません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

法令違反を知らなかったというのが本当の理由ではないか。委員は公平性・透明性の確保を職責から高い倫理感が求められています。教科書採択に対し、信頼性を損なう行為であります。欠格事項の内容は、一般の大人の常識であります。学校は規則・ルールを守ることの大切さ、大事さを教える場です。教育長は教育行政の責任者であるとともに、常に児童・生徒の手本となり、

平成 29 年第 2 回定例会（今田勝正議員一般質問）

率先垂範して法令を遵守しなければならない立場であります。今回の事件で、児童・生徒・家族を初め、教育現場に起きた影響は計り知れません。芦屋町が発端でNHKなどから全国に報道され、文科省から全国教育委員会に法令を遵守する通知が出されました。芦屋町や芦屋町民にとって不名誉な事件の責任は重大であります。—————

以上をもって質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で今田議員の一般質問は終わりました。